

令和7年3月17日

公 告

給食業務委託事業者の選定について

社会福祉法人正生会
理事長 石井 紀子

社会福祉法人正生会における給食業務委託について、当該業務の目的及び内容に最も適した業者を選定するため公募型プロポーザル方式を下記により実施する

1 業務概要

(1) 委託業務名

社会福祉法人正生会給食業務委託

(2) 対象施設

①特別養護老人ホームつばさ（グループホームつばさにおける業務の一部）

②特別養護老人ホームつばさ豊田

以上、すべての事業所もしくはいずれか。

(3) 業務内容

別紙「給食業務委託仕様内容」のとおり

(4) 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日

2 参加資格

次の要件を満たしている業者から指名して行う。

- (1) 静岡県内の社会福祉法人が運営母体である施設等において、給食業務の受託実績があること。
- (2) 現に食中毒の事故を出し、業務停止処分を受けていないこと。
- (3) 災害危機の際、委託業務を遂行できる保証があること。
- (4) 危機管理体制が充実していること。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと又は民事再生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団、その他関連、関係者のいずれでもなく、経営に実質的に関与していないこと。

3 企画提案等

以下の項目について提案書を作成すること。なお、表現については、専門知識を有しないものでも理解できるよう、分かりやすいものにすること。

- (1) 事業者の業務実績について
 - ①過去 5 年以内に静岡県の社会福祉法人が運営する施設における給食業務の実績を記載すること。
- (2) 施設給食に対する基本的な考え方と連携体制に関する提案
- (3) 食材の調達方法及び安全性の確保に関する提案
 - ①主な食材の購入先
 - ②購入先について委託者側からの要望が可能か。
- (4) 入所者、利用者の満足度を高めるための取り組みと考え方
 - ①季節行事食等の回数と内容
- (5) 個別対応に関する提案
 - ①入所者及び利用者の食欲不振時等の対応、療養食、食物アレルギーや禁止食についての考え方と対応
- (6) 災害発生時の体制に関する体制
 - ①災害が発生した際の具体的な方策
 - ②安全な食事を提供する業務を遂行するための体制
- (7) 危機管理体制に関する提案
 - ①過去の具体的な対応事例
 - ②危機管理についての考え方と対応
- (8) 衛生管理に関する提案
 - ①衛生管理に関する基本的な考え方
 - ②衛生管理体制（衛生管理に関するチェック方法、報告・管理体制、基準、マニュアル等）
 - ③調理従事者等の健康管理体制
 - ④問題発生時（異物混入、食中毒等）の対応策及び管理体制
- (9) 労働安全管理及び調理従事者の配置に関する提案
 - ①労働安全管理に関する考え方
 - ②調理従事者の雇用に対する考え方
 - ③人員構成及び勤務体制について（経験年数記載）
 - ④業務の指揮、命令系統について
 - ⑤調理従事者の休暇等における交代要員の確保と対応策について
- (10) 調理従事者の教育に関する提案
 - ①調理業務の安全衛生や調理技術向上に関する教育・研修体制について
- (11) 別に指定する業務区分及び経費区分に関する提案事項について

4 参加申込書及び企画提案書等の提出

(1) 受付期間

令和7年3月17日～令和7年4月11日

(2) 提出書類（提出された書類は、返却しない。）

①参加申込書（別紙参加申込書）1部

②入札参加資格確認書 1部

③企画提案書 正本1部、副本6部

※様式は、提案項目の内容が含まれていれば書式は問わない。

④業務委託見積書（食材費、委託費） 正本1部、副本6部

※見積額の算出方法は、別紙「業務委託見積要領」により、様式は、任意とする。

(3) 提出方法

特別養護老人ホームつばさ 管理課まで持参又は郵送で提出すること。

5 質問及び回答

(1) 質問方法

電子メール（t-tubasa@alto.ocn.ne.jp）にて行うこと。

(2) 質問受付期限

令和7年3月28日（金）17時まで

(3) 質問の回答方法

電子メールにて回答する。

(4) 質問の回答期限

令和7年4月4日（金）

6 審査方法

(1) 審査委員が企画提案書及びプレゼンテーション（ヒヤリング）の内容について、評価基準に基づいて審査を行う。

(2) プレゼンテーション（ヒヤリング）

①プレゼンテーション実施の順番は、参加申込書の提出順とする。

②プレゼンテーションは、1社につき20分間とし、質疑応答は10分間とする。

③プレゼンテーション実施にあたり使用する備品等は、参加申込者で用意すること。

ただし、プロジェクター、スクリーンについては当法人が準備する。

④プレゼンテーションは、提出済資料にて行うこととし、追加資料の提出は認めない。

7 審査基準

当法人で定めた評価基準に基づき、総合的に審査する。

- (1) 企画提案書及びプレゼンテーション（ヒヤリング）の内容に対する評価
- (2) 業務委託見積書の金額に対する評価

以上